平成２８年（フ）第５１号
福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田131番地　県営住宅１―18
債務者　佐竹　真弓（旧姓佐藤・吉田）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１７４号
茨城県つくば市島名2304番地（諏訪Ｃ12街区11）つくば島名アパート１棟706号
債務者　伯耆田裕美
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３６号
千葉市緑区土気町1417番地64
債務者　荒井　智美
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第９６号
富山県氷見市島尾664番地３
債務者　嶋口佳英子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第９７号
富山県射水市高場新町２丁目45番地１
債務者　岸　　千春
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１０１号
富山県射水市太閤山４丁目４番地　県営住宅12―302、前住所富山県射水市中太閤山９丁目41番地２
債務者　宮本　光代
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１１９号
長野市篠ノ井布施高田1180番地７
債務者　西　　宏章
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
長野市川中島町原229番地10　エスポワール伊藤Ⅱ　102
債務者　伊藤　倫浩
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
長野県須坂市大字須坂1453番地１
債務者　山崎　　学
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
長野市大字南長野妻科199番地　サンハイツ妻科209号
債務者　若杉　　滋
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
長野県須坂市望岳台25番地の１（16号）
債務者　根津　和男
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９０７号
名古屋市中川区東春田３丁目45番地　エクセル東春田202号
債務者　小野塚巳喜男
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９０８号
名古屋市中川区東春田３丁目45番地　エクセル東春田202号
債務者　小野塚春江
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２３号
佐賀県西松浦郡有田町下山谷乙213番地
債務者　石橋　佑華
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１５２号
佐賀県杵島郡白石町大字東郷2044番地４　船津住宅２号
債務者　吉村　慶俊
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３４３号
鹿児島県鹿児島市上本町17番17―1002号
債務者　椎屋　幸夫
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２８号
北海道新冠郡新冠町字万世23番地
債務者　山下　慎也
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係